

京都市上下水道局告示第16号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年5月26日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市左京区下鴨下川原町47番地14

株式会社竹村商会

代表取締役 竹村 清保

2 変更事項（営業所の変更）

京都市中京区蛸薬師通御幸町西入蛸屋町157番地から京都市左京区下鴨下川原町47番地14に変更

（上下水道局下水道部管理課）